

## 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

### 1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、本市における歴史的風致の維持向上に寄与する寺社や京町家などの歴史的建造物や、歴史的町並みを構成する道路空間などであり、これを整備し、適切な管理を行うことにより、本市固有の歴史的風致の維持向上を図る。

1期計画では、二条城保存修理や道路修景整備事業、歴史的建造物の修理修景等に係る助成事業等のハード事業をはじめとして、伝統産業や文化芸術を活かしたまちづくりの推進等、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果、まちの魅力や景観の向上、歴史的建造物の保存及び活用、歴史的町並み景観の保全、伝統産業・文化芸術の活性化、歴史まちづくりに関する住民意識の向上等、一定の成果を得ることができた。

しかしながら、本市には中心部だけでなく周辺部にも多数の歴史的建造物があり、歴史的な街並みを形成しているが、その保全の手立てが十分に行き届いていない。また、市街地の交通環境や地域の歴史まちづくりの状況、文化芸術・伝統産業の継承に関する課題や観光客の市民生活への影響等の課題なども残されている。

そこで、2期計画では、以下の歴史的風致の維持及び向上に関する方針に基づき、取組を進めていく。

#### 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- (1) 歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用
- (2) 歴史的町並み景観の保全・向上
- (3) 歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上
- (4) 地域力を活かした歴史まちづくりの推進
- (5) 文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成
- (6) 市民生活と調和した観光政策の推進

整備については、施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景や、そこで行われる活動との関係など、その価値を十分に把握したうえで、関係機関、地域住民、関連団体等との協議を適宜行いながら実施するものとし、市民や来訪者が本市の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図る。

管理については、施設の管理者や関係課、関係機関等と十分な協議や調整のうえ、今後も適切に実施する。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組み、必要に応じて、所有者等への指導・助言を行う。

なお、事業の実施にあたっては、国や府の補助金制度を有効に活用するよう検討していく。

上記の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおり。

#### (1) 歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用に関する事業

- ①歴史的建造物への技術的・財政的支援
- ②伝統的建造物の防災安全性向上
- ③歴史的建築物の活用・継承支援

#### (2) 歴史的町並み景観の保全・向上に関する事業

- ①公共空間の整備（無電柱化など）
- ②都市施設の充実（史跡公園整備など）
- ③良好な景観の誘導
- ④緑地空間の整備

#### (3) 歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上に関する事業

- ①新景観政策の推進
- ②安心・安全で快適な歩行空間の創出
- ③森林景観の保全

#### (4) 地域力を活かした歴史まちづくりの推進に関する事業

- ①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援
- ②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの取組推進

#### (5) 文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成に関する事業

- ①保存と活用の社会・経済における好循環の創出
- ②担い手・支え手の確保
- ③新たなイノベーションの創出

#### (6) 市民生活と調和した観光政策の推進に関する事業

- ①観光客分散化等混雑対応
- ②観光客マナー向上の取組

#### (7) その他歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業

- ①まちの活性化、魅力の発信
- ②国内外への京都の魅力発信

## 2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

※ 各事業の事業手法については、予定も含む。

### (1)歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用に関する事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

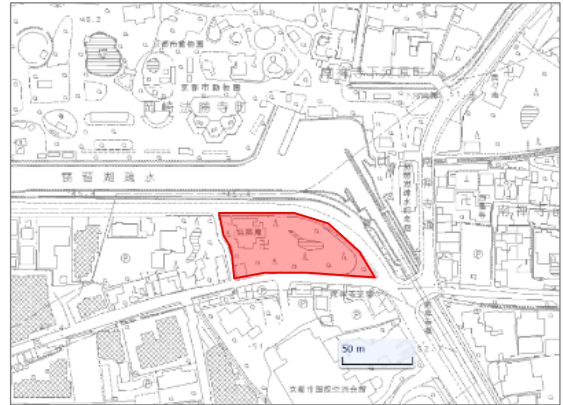
- ①歴史的建造物への技術的・財政的支援
- ②伝統的建造物の防災安全性向上
- ③歴史的建築物の活用・継承支援

### ①歴史的建造物への技術的・財政的支援

#### ア 文化財の保存事業

事業名	名勝無鄰庵庭園の整備
事業主体	京都市
事業手法	文化財関係国庫補助事業
事業期間	H23～R12(予定)

事業位置 左京区（重点区域内）



事業位置図

#### 事業内容

名勝無鄰庵庭園は本市の貴重な文化財であり、保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。現在に至るまで本格修理を実施した記録がなく、老朽化が進んでおり、このままでは文化財の価値を失うおそれがあるため、保存活用計画及び整備計画の策定、基本設計・実施設計を実施し、修理工事を行う。



写真 6-1 名勝無鄰庵庭園

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し、山縣有朋が七代目小川治兵衛と共に造りあげた庭園を持つ邸宅として知られ、現在は京都市の施設として公開している。周辺には、同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。当該施設の整備を図ることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

<b>事業名</b>	文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築
<b>事業主体</b>	所有者(間接)、京都市
<b>事業手法</b>	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
<b>事業期間</b>	S58～R12

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し、地域の文化向上と発展に資するため、文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。



写真6-2 長江家住宅（京都市指定有形文化財）

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

文化財の保護により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

<b>事業名</b>	“京都を彩る建物や庭園”修理事業
<b>事業主体</b>	所有者(間接)、京都市
<b>事業手法</b>	市単独事業
<b>事業期間</b>	H30～R6(事業完了)

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

“京都を彩る建物や庭園”制度により認定・選定した建物や庭園の維持・継承の確実性を高めるとともに、活用を促進することで、市民や観光客など多くの人が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として、修理事業等を行う事業者に対して補助金を交付する。



写真6-3 修理事例

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

“京都を彩る建物や庭園”制度により認定・選定した建物や庭園の保全により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

<b>事業名</b>	文化財の重点的修理推進事業
<b>事業主体</b>	所有者(間接)、京都市
<b>事業手法</b>	市単独事業
<b>事業期間</b>	R2～R6(事業完了)

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

2025年大阪・関西万博の開催を控え、2024年度までの5年間に、文化財の修理補助の対象となる額の上限を拡大し文化財の重点的な修理を推進する。

補助を行う文化財の選定に当たっては、修理後の公開をはじめ、文化財を核とした地域の活性化に資する取組を積極的に進めるものを採択することにより、文化財の保存と活用の更なる好循環につなげる。



写真6-4 修理事例

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

文化財の保護により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

<b>事業名</b>	市指定文化財防災対策重点強化事業
<b>事業主体</b>	所有者(間接)、京都市
<b>事業手法</b>	市単独事業
<b>事業期間</b>	R2～R6(事業完了)

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

令和元年のノートルダム大聖堂及び首里城での大規模火災を踏まえ、本市の貴重な財産である市指定・登録文化財について、確実に次世代に継承するため、自動火災報知設備や防犯カメラの設置・更新等に対する補助を拡充するとともに、消火器の設置についても補助し、防災対策を重点的に強化する。



写真6-5 対策事例

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

文化財を災害等から守ることにより、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

事業名	伝統的建造物群保存事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	文化財関係国庫補助事業、市単独事業
事業期間	S51～R12

**事業位置** 重点区域

伝統的建造物群保存地区		計4地区
産寧坂伝統的建造物群保存地区		
祇園新橋伝統的建造物群保存地区		
上賀茂伝統的建造物群保存地区		
嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区		

**事業内容**

伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために選定を行っている地区で、京都市では、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区、嵯峨鳥居本地区の4地区が伝統的建造物群保存地区に選定されている。

伝統的な様式を持つ建築物等については、修理・修景の際にその様式に従うことにより、保全を図っていく。また、伝統的な様式を失った建築物等については、伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように順次修景を進め、地区の景観の向上に努めていく。また、これらに必要な費用の一部を補助していく。

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

伝統的建造物群保存地区の保護により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

**イ 景観指定建造物の修理・修景事業**

事業名	歴史的町並み再生事業(歴史的景観保全修景地区)
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、市単独事業
事業期間	S47～R12

**事業位置** 重点区域

歴史的景観保全修景地区		計3地区
祇園町南歴史的景観保全修景地区		
祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区		
<small>かみのきよこかわ</small> 上京小川歴史的景観保全修景地区		

**事業内容**

京都市市街地景観整備条例に基づき市内3地区を指定している歴史的景観保全修景地区には、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的に指定する地区で、地区内の歴史的な様式を持つ建築物等については、その様式に従って修理を行うことにより、保全を図っている。また、歴史的様式を失った建築物については、歴史的景観保全修景計画に定められた基準に従って順次修景を進めている。

これらの地区において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

「祇園町南歴史的景観保全修景地区」および「祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、五花街の一つである祇園甲部に位置し、「祇園町南歴史的景観保全修景地区」は、茶屋様式の町家を主流としつつ、各家屋の個性を発揮しており、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を形成している。また、「祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区と隣接しており、茶屋町と古美術商が集まった町が連続し、地域個性の豊かな町並みを形成しており、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。「上京小川歴史的景観保全修景地区」は茶道文化の殿堂の地であり、現在では、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが町並みを形成しており、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。

地区内の建築物等の修理等に対して助成し、京都の歴史的な景観の向上に努めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	歴史的町並み再生事業(界わい景観整備地区)
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、市単独事業
事業期間	S47～R12

**事業位置** 重点区域

界わい景観整備地区	計 8 地区
伏見南浜界わい景観整備地区	
三条通界わい景観整備地区	
上賀茂郷界わい景観整備地区	
千両ヶ辻界わい景観整備地区	
上京北野界わい景観整備地区	
本願寺・東寺界わい景観整備地区	
先斗町界わい景観整備地区	
西京 榎 原 地区	

**事業内容**

京都市市街地景観整備条例に基づき市内8地区を指定している界わい景観整備地区内の地域で市街地の景観を特色付ける建築物等が連なっている地域などを重要界わい景観整備地域としてさらに指定するとともに、界わい景観整備地区内において、町並みの景観を特色付けている建築物等を界わい景観建造物に指定している。

この地区内の重要界わい景観整備地域内の建造物等や界わい景観建造物において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

歴史的市街地・伏見地区の中に位置している「伏見南浜界わい景観整備地区」は、豊臣秀吉の城下町創設に始まり、水運業都市として隆盛を示し、町家や酒造施設が建ち並んでおり、京の都を育む水・土・緑の歴史的風致を形成している。

「三条通界わい景観整備地区」は、近世において東海道の西の基点として、旅籠、問屋、両替商等が立地していたが、明治時代に入ると文化・金融等といった都心機能が強化され、近代洋風建築などが集積し、様式の異なる建造物が混在しており、伝統と進取の気風の地の歴史的風致を形成している。

「千両ヶ辻界わい景観整備地区」は、西陣織及び関連業が軒を連ね、商工混在の町並みを形成している。現在でも伝統的な家屋で生業を営む企業も多く、西陣の固有景観が維持されており、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を形成している。

「上京北野界わい景観整備地区」は、北野天満宮の門前町として形成された歴史の古い市街地である。中でも上七軒は、京都では最も歴史の長い茶屋町で、門前町の賑わいと芸能文化の発展に寄与し、優雅で落ち着いたある町並みを形成している。一方、この区域は西陣機業の集中する市街地でもあり、その関連業も含む同業者町を形成し、職住が共存した町並み景観を呈しており、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を形成している。

「本願寺・東寺界わい景観整備地区」のうち、本願寺地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、東西の本願寺の「寺内町」として都市生活が営まれてきた歴史的市街地である。仏具、法衣などの宗教関連用品を扱う見世造りの商店や仕舞屋などの町家が建ち並んでいる。また、東寺地区は、歴史的市街地・東寺地区の中に位置しており、東寺を中心に開けた市街地で、古都の玄関の象徴である五重塔を背景にした町並みを形成しており、祈りと信仰のまち京都の歴史的風致を形成している。

「上賀茂郷界わい景観整備地区」は、上賀茂地区の中に位置しており、上賀茂神社に仕える神官の住居(社家)や農家が混在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。現在でも社家や土堀越しの前庭、洗練された意匠の町家などで通り景観を持しており、祈りと信仰まち京都及び暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成している。

「先斗町界わい景観整備地区」は、花街文化を継承する先斗町歌舞練場やお茶屋建築と、お茶屋建築を再生活用した飲食店等が調和し、品格と賑わいを合わせもつ独特の景観を形成しており、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を形成している。

「西京榎原界わい景観整備地区」は、かつて宿場町があった街道筋に沿って続く集落に商・農共存の町並み景観を形成しており、京街道とその周辺の歴史的風致を形成している。

このような歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図るとともに、重要界わい景観整備地域内の建築物等や界わい景観建造物の修理等に対して助成することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	歴史的町並み再生事業(歴史的意匠建造物)
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、市単独事業
事業期間	H8～R12

事業位置 重点区域

#### 事業内容

歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を京都市市街地景観整備条例に基づき歴史的意匠建造物として指定している。歴史的意匠建造物は、市内に107件あり、全て重点区域内にある。

歴史的意匠建造物として指定した建造物の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。



写真6-6 修理事例

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

歴史的意匠建造物の歴史的な様式を保全するために必要な修理等に対して助成し、これら建造物の歴史的な様式を保全することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	歴史的町並み再生事業(景観重要建造物)
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、市単独事業
事業期間	H18～R12

事業位置 景観計画区域

#### 事業内容

景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成にとって重要な建築物等を景観重要建造物として指定している。

景観重要建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。



写真6-7 修理事例

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

景観重要建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

<b>事業名</b>	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)
<b>事業主体</b>	所有者(間接)、京都市
<b>事業手法</b>	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、市単独事業
<b>事業期間</b>	H21～R12

**事業位置** 重点区域

**事業内容**

第7章歴史的風致形成建造物の指定の方針に記載した歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧に掲載し、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。



写真6-8 修理事例

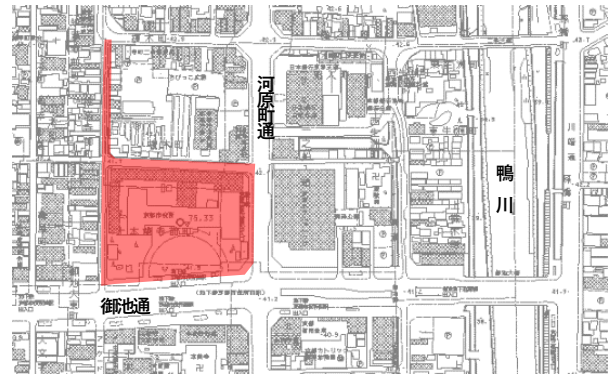
**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものについて、指定を行うものである。

歴史的風致形成建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

<b>事業名</b>	歴史的風致形成建造物の整備事業(京都市役所本庁舎再整備)
<b>事業主体</b>	京都市
<b>事業手法</b>	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業H30～R4)、市単独事業
<b>事業期間</b>	H30～R4(事業完了)

**事業位置** 重点区域(中京区寺町通御池上る)



事業位置図

**事業内容**

京都市役所本庁舎は、明治から昭和にかけて京都の近代化を象徴する施設が集積していた地において、市政を司る庁舎として長年に渡り使用されており、昭和初期の庁舎建築としての歴史的意匠を現代に継承し、今なお現役の庁舎として活躍している貴重な存在である。同地区の歴史的な風致を形成する重要な構成要素であり、京都市民のシンボルである本庁舎の保存・改修を図るとともに、周辺道路の美装化等を進めることで、同地区の街なみ環境の維持・向上を図る。

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

市庁舎としての機能以外にも、祇園祭のくじ取り式が毎年市会議場で行われるなど、京都を代表する祭りや年中行事において欠かせない重要な役割を担っていること、また、市庁舎前広場では、国内外からの来賓の出迎えから休日のイベントの開催、夕方の児童の遊び場など、多彩な市民生活に欠かせないものとなっており、暮らしに息づくハレとケ及び伝統と進取の気風の地の歴史的風致を形成している。当該建造物の保全を図ることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	R3～R12

事業位置 市内全域

### 事業内容

景観重要建造物等の指定を拡大し、歴史的景観の核となる寺社・近代建築物や周辺の伝統的な建造物の維持・保全を図るため、寺社等の歴史的建築物等の所有者の求めに応じて、維持保全・活用に詳しい専門家を派遣する。



写真6-9 派遣事例

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

寺社は、祈りと信仰のまち京都の歴史的風致において、京都の町の宗教的文化を引き継ぐものであり、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致において、様々な祭礼等の舞台となっている。近代建築物は、伝統と進取の気風の地の歴史的風致において、京都の近代化を象徴するものである。

これらを中心として形づくる景観や祭礼、まちのつながりは、歴史的風致を代表するものである。

これらの価値を市民と共有し、規制や支援、景観づくりに繋げることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

## ウ 京町家の保全

事業名	京町家所有者の保全・継承に係る支援制度
事業主体	所有者(間接)、京都市、京都市景観・まちづくりセンター(間接)
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	～R12

事業位置 市内全域

### 事業内容

京都市京町家の保全及び継承に関する条例(以下「京町家条例」という。)に基づく京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要となる改修や維持管理に係る費用の助成等を行う。

<主な内容>

- 京町家改修補助金
- 景観重要建造物等専門家派遣
- 維持・管理の負担軽減



写真6-10 改修事例

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、それらの京町家が適切に維持管理がなされるよう、改修等に対して幅広く支援することにより、京都の伝統的な町並みや暮らしの文化を守り育てるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

<b>事業名</b>	京町家改修助成事業 (京町家まちづくりファンド)
<b>事業主体</b>	所有者等(間接)、京都市
<b>事業手法</b>	市単独事業
<b>事業期間</b>	H23～R12

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。

まちづくり活動を推進する京町家の改修や通り景観の修景により良好な景観形成につながるものを対象に改修事業を実施する。

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

本市で助成を行っている「歴史的町並み再生事業」は特定した地区内に存在するものや、個別に指定を行っている物件のみである。しかし、京都の市街地にはそれらに当てはまらないものの、景観形成に寄与する可能性のある京町家が多数ある。

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

**②伝統的建造物の防災安全性向上**

<b>事業名</b>	木造住宅及び京町家耐震診断士派遣事業
<b>事業主体</b>	木造住宅及び京町家の所有者又は居住者 (予定を含む)(間接)、京都市
<b>事業手法</b>	防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック 形成事業 R3～R7)、市単独事業
<b>事業期間</b>	H19～R12

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

住宅の用途に供されている京町家(伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年(1950)以前に建築されたもの)等について、京都らしい伝統的な町並みを保全し、都市住居文化を支えるすまいとして住み継ぐため、構造の特徴に適した耐震診断手法により、地震に対する安全性を評価する。

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

<b>事業名</b>	「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業
<b>事業主体</b>	京町家等の所有者又は居住者(予定を含む) (間接)、京都市
<b>事業手法</b>	防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック 形成事業 R3～R7)、市単独事業
<b>事業期間</b>	H24～R12

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

耐震性が確実に向上する工事や防火改修工事をあらかじめメニュー化し、住宅の用途に供されている京町家の所有者等に対し、メニューに該当する耐震・防火改修工事に要する費用の一部を助成する。

(例) 屋根の軽量化工事



写真6-11 改修事例

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

<b>事業名</b>	空き家対策推進事業
<b>事業主体</b>	京都市
<b>事業手法</b>	防災・安全交付金(空き家再生等推進事業 R3～R7)、市単独事業
<b>事業期間</b>	H26～R12

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

平成26年(2014)4月1日施行の「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「空き家の活用」、「空き家の適正な管理」、「跡地の活用」を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していく。



写真6-12 改修事例

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

### ③歴史的建築物の活用・継承支援

事業名	京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業
事業主体	所有者等(間接)、京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	H26～R12

事業位置 市内全域

#### 事業内容

「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」(平成24年(2012)制定、平成25年(2013)改正)の活用にあたっては、保存しながら使い続けるための建築計画や、建築物の安全性向上、維持管理に関する計画を記載した「保存活用計画」を作成することとしている。本市では、歴史的建築物の所有者に対し、保存活用計画作成に要する費用の一部を助成するとともに、情報公開や普及啓発等により、歴史的建築物の保存及び活用を支援する。



写真6-13 改修事例

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

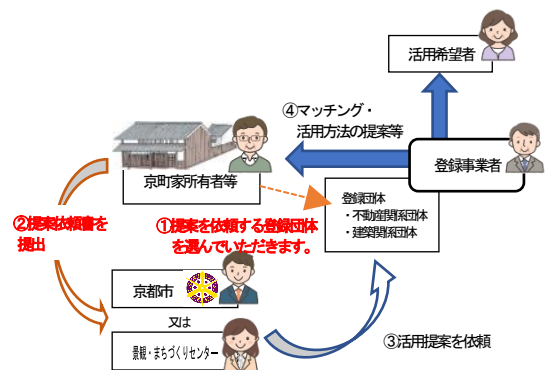
「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の活用により、歴史的建築物の保存及び活用を推進していくことができることから、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

事業名	京町家マッチング制度
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R7(京町家の流通・活用機会の確保へ統合)

事業位置 市内全域

#### 事業内容

不動産業者・建築関連業者(設計・施工等)の団体と市が連携し、京町家の所有者に対し、京町家の活用方法の提案や活用希望者とのマッチングを行う。



#### 制度イメージ

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家の活用は、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めることができることから、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

R7新規

事業名	京町家の流通・活用機会の確保
事業主体	京都市、京都市景観・まちづくりセンター (間接)
事業手法	市単独事業
事業期間	R8～R12

**事業位置** 市内全域

#### 事業内容

不動産業者・建築関連業者等と連携し、京町家の所有者に対し、京町家に係る相談対応や活用方法の提案など、流通・活用の促進を図る。

<主な内容>

- 京町家相談員制度の運用
- 京町家の公的サブリース推進事業
- 個別指定及び地区指定に向けた調査及び周知

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家の流通及び活用の促進を図ることで、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めることができることから、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

R7新規

事業名	京町家の価値の共有
事業主体	京都市、京都市景観・まちづくりセンター (間接)
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備 推進事業、市単独事業
事業期間	R8～R12

**事業位置** 市内全域

#### 事業内容

京町家の魅力や価値、保全の必要性等を所有者をはじめとする幅広い層に多様な方法で発信することにより、京町家の保全・継承に向けた意識の醸成を図る。

<主な内容>

- 京町家の保全・継承の機運醸成
- 社会的保有の推進（遺贈等を受けた京町家の活用等）
- 京町家の価値の積極的な発信

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家の魅力や価値を多様な方法で発信することにより、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めることができることから、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

## (2) 歴史的町並み景観の保全・向上に関する事業

京都の歴史的な町並みを形成する多くの文化財を核に、町並みに調和した道路修景や無電柱化を行い、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを推進する。

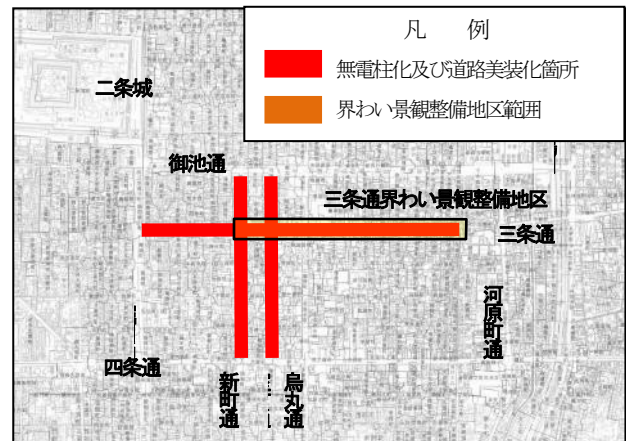
- ①公共空間の整備（道路修景、無電柱化など）
- ②都市施設の充実（史跡公園整備など）
- ③良好な景観の誘導
- ④緑地空間の整備

### ①公共空間の整備（無電柱化など）

#### ア 道路修景整備事業

事業名	道路修景整備事業 三条周辺地区
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H23～R12

事業位置 重点区域(中京区石橋町～中京区橋東詰町地内)



事業位置図

#### 事業内容

近世、近代を通じて京都のメインストリートである三条通及び祇園祭の鉾が通行する新町通並びに室町通の約2,870m区間において、道路修景整備及び一部無電柱化を行う。



写真6-14 三条周辺地区

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

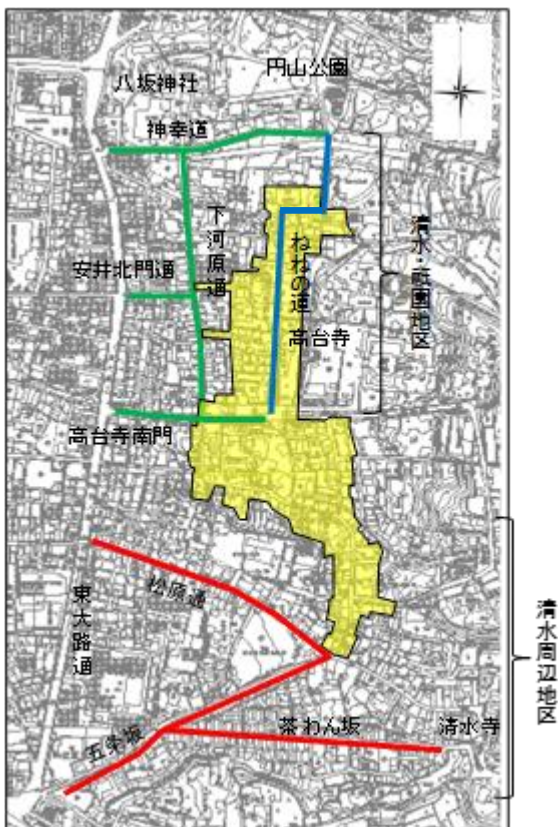
当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置している区域で、その一部は三条通界わい景観整備地区に指定されており、近代の歴史的な建造物と京町家とが交じり合う独特な風情を作り出している地区であり、また、新町通や室町通は、祇園祭の鉾が通行する通りでもあり、暮らしに息づくハレとケのまち京都及び伝統と進取の気風の地の歴史的風致を形成している。

当該道路の道路修景が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	道路修景整備事業 清水周辺地区
事業主体	京都市
事業手法	H23・H26～H32 市単独事業、H24・H25 地域自主戦略交付金(内閣府)
事業期間	H23～R12

事業名	道路修景整備事業 清水・祇園地区
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなかウォークアブル推進事業)H30～R3)(国土交通省)
事業期間	H30～R3

**事業位置** 重点区域(東山区祇園町北側～東山区清水一丁目地内)



凡 例	
<span style="color: red;">■</span>	無電柱化及び道路美化箇所
<span style="color: green;">■</span>	石畳風舗装、景観型照明の整備箇所
<span style="color: blue;">■</span>	石畳舗装の補修
<span style="color: yellow;">■</span>	産寧坂伝統的建造物群保存地区範囲

事業位置図

## 事業内容

京都を代表する観光地である東山区にある約1、150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う(清水周辺地区)。また、約1、010m区間において石畳風舗装、景観型照明等の整備、約400m区間において石畳舗装の補修を行い(清水・祇園地区)、事業区域において観光案内標識の設置を行う。

なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。



写真6-15 清水・祇園地区



写真6-16 清水周辺地区

## 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

当該事業区域は、重点区域の中に位置し、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、祈りと信仰のまち京都の歴史的風致を形成している。清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域であり、当該事業によって、清水・祇園地区の道路修景整備をさらに進め、歴史的な町並み景観と調和した市民や観光客にとって快適な歩行空間を創出することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道などの歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

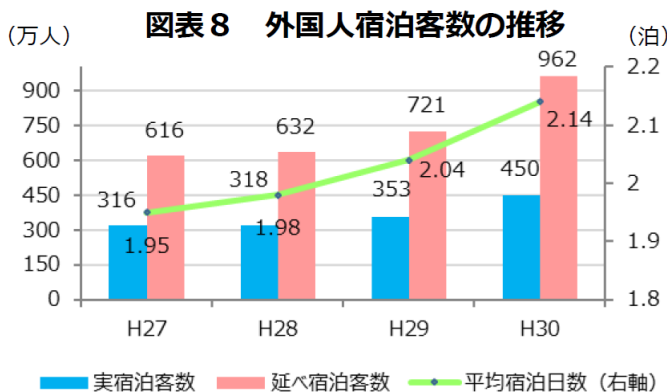
<b>事業名</b>	歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業
<b>事業主体</b>	京都市
<b>事業手法</b>	歴史的観光資源高質化支援事業(～R7)、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
<b>事業期間</b>	H30～R12

**事業位置** 重点区域

- 賀茂別雷神社（上賀茂神社）周辺
- 賀茂御祖神社（下賀茂神社）周辺
- 教王護国寺（東寺）周辺
- 醍醐寺周辺、仁和寺周辺
- 鹿苑寺（金閣寺）周辺
- 本願寺（西本願寺）周辺
- 京都御苑周辺、桂離宮周辺
- 北野天満宮周辺、南禅寺周辺
- 大徳寺周辺、妙心寺周辺
- 真宗本廟（東本願寺）周辺

**事業内容**

京都市では、世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の歴史的景観を保全・継承するため、平成30年(2018)10月から景観政策を充実させたところであり、京都市眺望景観創生条例に視点場に指定された寺社等の周辺の通りのうち本市が管理する道路を対象に、「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」として、周辺景観に配慮した舗装等を行っている。こうした市内全域にわたって歴史的な町並みの魅力を高める取組により、文化的な関心が高い外国人観光客の満足度の向上を図るとともに、清水・嵐山・伏見稻荷など特定の観光地に集中する外国人観光客の分散化及び市内各地への周遊促進を図る。



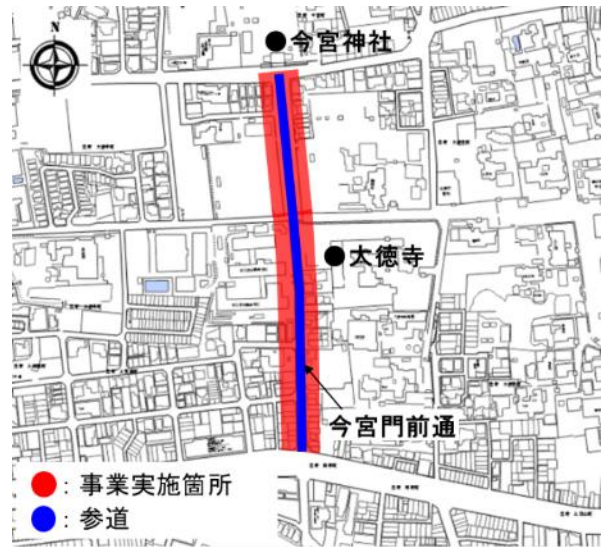
(参考) 外国人宿泊者数の推移

(平成30年京都市観光総合調査結果より)

**【大徳寺周辺区域】**

(事業内容)

大徳寺西側に隣接する今宮門前通については、今宮神社への参道にもなっており、周辺の豊かな緑とともに門前の景観が形成され、京都市眺望景観創生条例で定める視点場に指定されているが、舗装の劣化が進行し、補修する必要が生じていたことから、「京の道づくり」として、歴史的景観と調和した舗装(石畳風舗装)整備を実施する。

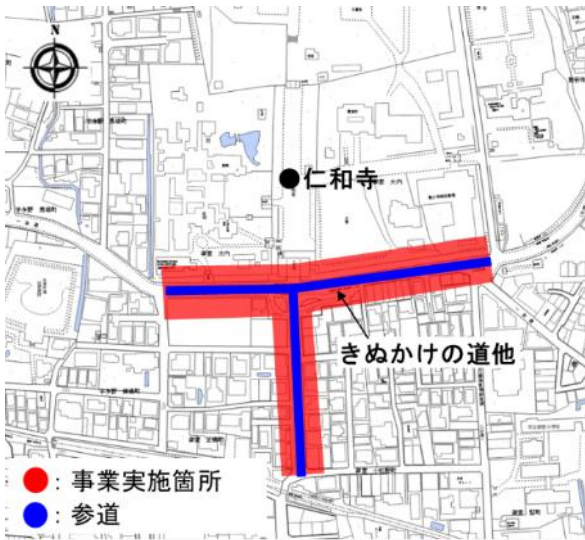


**事業位置図**

**【仁和寺周辺区域】**

(事業内容)

仁和寺周辺は沿道の建物や周辺環境において優れた歴史的景観が保全されており、大徳寺と同様、京都市眺望景観創生条例で定める視点場に指定されていることから、「京の道づくり」として、歴史的景観と調和した道路の舗装整備を実施することで、統一感のある歴史的な町並みを形成し町並み全体の質の向上を図る。



事業位置図

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

寺社周辺は祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を実施することにより、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み景観全体の質の向上を図ることができ、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並みの保全・向上につながる。

また、歴史的な町並み景観の魅力に磨きがかかることで、外国人観光客の満足度の向上を図ることができる。

事業名	文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出
事業主体	京都市
事業手法	歴史的観光資源高質化支援事業(～R7)、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	H28～R12

事業位置 市内全域

### 事業内容

多くの市民や観光客が訪れる世界文化遺産、歴史的建造物群等の周辺地域や京都らしいたたずまいを有する地域では、石畳舗装や自然色舗装等の景観に配慮した舗装（以下、景観舗装という。）が整備されてきた。しかし、こうした地域において、景観舗装の経年による劣化や損傷が、周辺景観を阻害し、安全な通行に支障を来す状況が多く見られることから、石畳風アスファルト舗装等による道路のリニューアルを実施し、周辺にお住いの方々や、訪れる観光客が安全で快適に通行できる通行環境と「おもてなしの心」を表す良好な道路空間を創出する。



写真6-17 整備状況

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

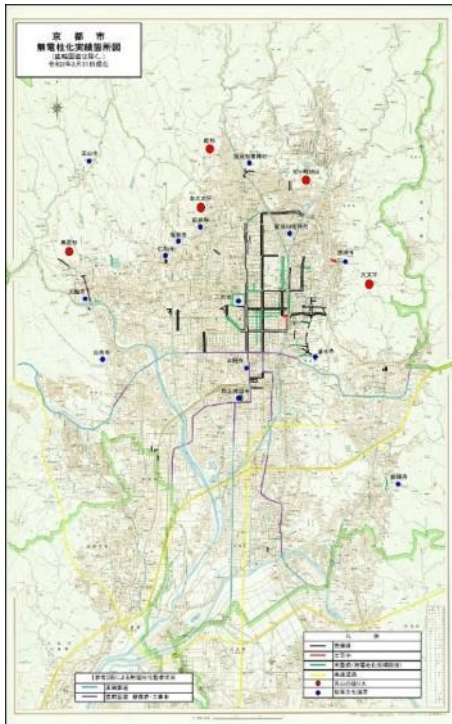
世界文化遺産等の周辺は、祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を実施することにより、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み全体の質の向上を図ることができ、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

また、歴史的な町並み景観の魅力に磨きがかかることで、外国人観光客の満足度の向上を図ることができる。

## イ 無電柱化事業

事業名	無電柱化等事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(道路事業 H31-R5) 無電柱化推進計画事業補助制度 市単独事業
事業期間	H20～R12

事業位置 市内全域



事業位置図

### 事業内容

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区(世界文化遺産周辺、伝統的建造物群保存地区など)について、電線共同溝の整備や架空線整理、無電柱化事業を推進している。令和5年度末までに約65kmの管路整備が完了している。

令和6年度以降については、引き続き、無電柱化候補路線中、諸条件が整った路線から、無電柱化を推進していく予定である。

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

無電柱化事業は、京都の町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図るうえで重要である。世界遺産周辺や伝統的建造物群保存地区周辺は祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を推進していくことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

## ②都市施設の充実(史跡公園整備など)

事業名	都市公園事業【淀城跡公園】
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)、市単独事業
事業期間	R2～R12

事業位置 重点区域(淀城跡公園内)



事業位置図

### 事業内容

京阪電鉄高架事業をはじめとする淀駅周辺地域の整備に合わせ、淀城跡の文化財としての、また、観光資源としての価値を生かした、公園の再整備を行う。

今後、基本計画の策定を予定している。

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

淀城跡公園は、現在でも受け継がれている祭礼行事などの活動や、舟運を支えた城下町の趣が継承されており、千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致を形成している。

淀城跡公園の再整備は、城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。

この公園を再整備することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。



写真6-18 淀城跡公園

事業名	高瀬川再生プロジェクト
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業(R2) 歴史的観光資源高質化支援事業(R3-R4) 都市構造再編集集中支援事業(R4~)
事業期間	R2~R7(事業完了)

事業位置 重点区域（五条通～七条通南間）



事業位置図

### 事業内容

高瀬川は、全長約5kmに渡って京都市街の中心部を南北に流れており、桜並木の間を細い川が通る風景は昔から親しまれ、観光名所にもなっている。

しかし、顕著な水枯れが、観光名所にふさわしい景観の創出を阻害しており、特に夏季には干上がって悪臭を発生させる等の問題が生じている。

将来にわたって、高瀬川を保全していくため、河道の美装化を実施し、常に一定水量を確保するよう平成22年度から高瀬川再生プロジェクトを実施している。

令和3年度からは、水量低下が見られる五条通～七条通南の整備に着手している。

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

高瀬川は、慶長19年(1614)に開削された運河で、江戸期の交通運輸の貴重な遺構である。その役割を終えた後も沿岸住民により維持保全され、市民に水辺の憩いと潤いをもたらし、千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致を形成している。

当該事業によって、高瀬川の保全が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

<b>事業名</b>	三条大橋再整備事業
<b>事業主体</b>	京都市
<b>事業手法</b>	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、道路メンテナンス事業、市単独事業
<b>事業期間</b>	R3～R5(事業完了)

**事業位置** 重点区域



**事業位置図**

**事業内容**

三条大橋は、木製の高欄や桁隠し、また、高欄には擬宝珠が取り付けられており、鴨川に架かる橋りょうの中でも特徴的な橋であるとともに、東海道の西の起点であるといった歴史的背景や鴨川との調和した風景など文化的特性も併せ持つ京都を代表する橋りょうである。

現在の三条大橋は、昭和25年に改築したもので、その後、木製高欄については、昭和49年に更新しているが、老朽化が進行している。

そのため、現在の形を継承した木製高欄の取替えや防護柵及び舗装等の更新を実施することで、京都市に住む人、訪れる人の満足度を高め、都市格の向上につながる取組としていくものである。



**写真6-19 三条大橋**

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

三条大橋は、東海道の起点(終点)であるとともに、周辺では納涼床や現在でも受け継がれている祭礼行事などの活動が継承されており、千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致を形成している。

三条大橋を再整備(修復)することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R1～R7(史跡公有化及び仮整備事業へ記載を統合)

事業位置 重点区域(史跡山科本願寺跡及び南殿跡)



事業位置図

### 事業内容

史跡山科本願寺跡及び南殿跡については、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な遺跡であり、遺産相続に基づく細分化・売却・開発等から守るため公有化を進めている。公有化後は、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園仮整備の基本計画に基づき史跡公園整備を行う。



写真6-20 史跡山科本願寺跡

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

史跡山科本願寺跡及び南殿跡は、屈曲する土塁・堀に囲まれた中世寺内町という全国でも特異な史跡の特徴と価値を有し、奥田家をはじめとする地域住民によって土地の歴史が守られてきた重要な史跡であり、京の街道とその周辺の歴史的風致を形成している。

当該事業によって、史跡公園整備が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R5～R7(史跡公有化及び仮整備事業へ記載を統合)

事業位置 重点区域(史跡平安宮跡 豊楽院跡)



事業位置図

### 事業内容

史跡平安宮跡(豊楽院跡)については、平安宮の中枢施設であることから、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な遺跡であり、遺産相続に基づく細分化・売却・開発等から守るため公有化を進めている。公有化後は、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園仮整備の基本計画に基づき史跡公園整備を行う。



写真6-21 史跡平安宮跡(豊楽院跡)

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

史跡平安宮跡(豊楽院跡)は、平安宮の中心部を構成する建物跡であり、豊楽院跡の遺構は、豊楽院や大極殿の研究にも重要な資料を提供するもので、重要な史跡であり、平安京遷都から千年の時を超えて我が国

の都であった京都において暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成している。

当該事業によって、史跡公園整備が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	上ノ山古墳史跡公園整備事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業、社会資本整備総合交付金
事業期間	R4～R6(事業完了)

**事業位置** 重点区域(上ノ山古墳)



事業位置図

### 事業内容

乙訓古墳群の最北端に位置する上ノ山古墳は、5世紀後半～末頃に築かれた前方後円墳の「穀塚古墳」の北側に隣接し、公家の葉室家の墓地と接する。弥生土器、埴輪、歴史時代の土器、近世の稻荷像などが出土し、弥生時代以降の我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な祭祀遺跡であり、土地所有者から寄付を受けている。今回、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした上ノ山古墳における史跡公園整備計画に基づき史跡公園整備を行う。



写真6-22 上ノ山古墳

## 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

上ノ山古墳は、弥生時代以降、何らかの祭祀が行われ続けた場所であると考えられており、洛西用水を築造した泰氏一族との関連も考えられている。平安時代の藤原北家を起源とする葉室家とのかかわりも深く、弥生時代以降の本市の歴史を知る上で重要な史跡であり、京の都を育む水・土・緑の京都の歴史的風致を形成している。

当該事業によって、史跡公園整備が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	名所説明立札等充実整備事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 市内全域

### 事業内容

国内外からの観光客の受入環境整備や、隠れた観光資源に焦点を当てることによる観光客の市内各所へ分散化に加え、市民が地域への誇りを高め、京都の魅力を再認識することを目的に、多言語で史跡や寺社等の由緒や見所等を発信している名所説明立札の維持管理等を行う。



写真6-23 観光案内標識

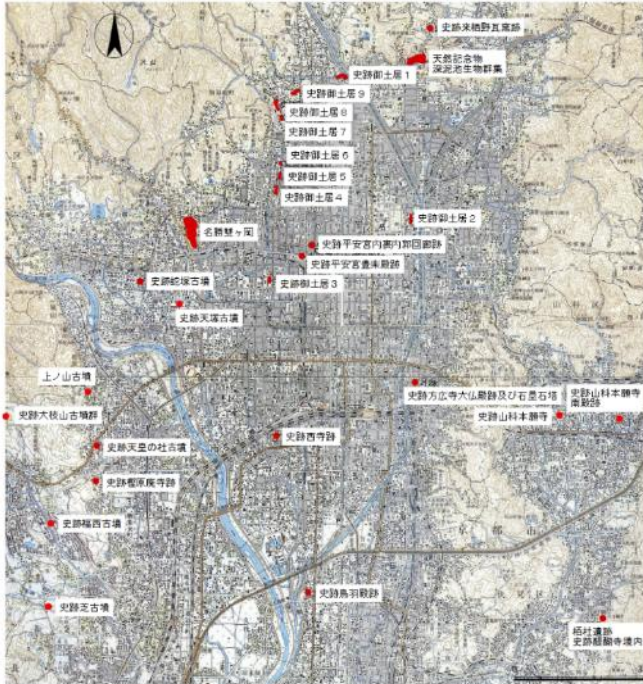
## 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

本事業は、国内外からの観光客や市民の方々が京都の魅力を知り、学べる機会の提供に資する事業である。

これらの多言語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の7つの歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	史跡公有化及び仮整備事業
事業主体	京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	R1～R12

## 事業位置 市内全域



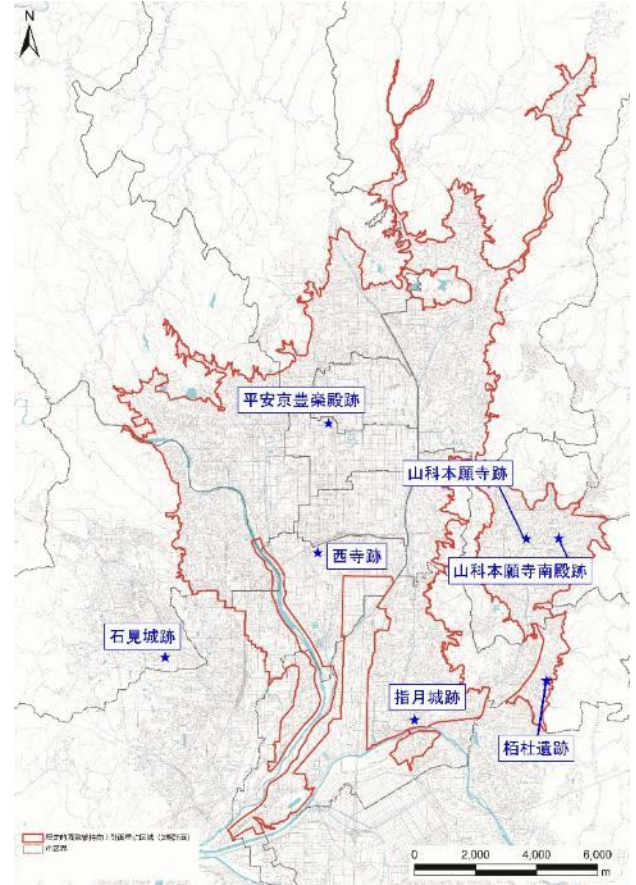
【事業位置図1】市内の遺跡・史跡等

## 事業内容

京都市では、わが国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な記念物（遺跡・史跡等）を遺産相続に基づく細分化や売却、開発等から守るために、土地を公有化し、活用のための仮整備を行っている。土地の公有化に際しては、土地所有者が本来有している土地の利活用に対して著しい制限を加えることになるため、損失補償の観点から、土地の買上げによる公有化を行っている。

市内の重要な記念物には、①本市のアイデンティティの源である「平安宮跡」、②現代に続く都市計画のシンボルとして東寺と対をなす「西寺跡」、③織田信長や豊臣秀吉時代よりも50年以上早い先進的な防御施設を有する「山科本願寺跡」、④世界遺産「醍醐寺境内」に含まれる「栢社遺跡」、⑤西日本では稀有な氷河期以来の生物相が残る「天然記念物深泥池生物群集」、⑥応仁文明の乱の遺構を今に残す京都盆地最良の城跡とされる大原野の「石見城跡」、⑦豊臣政権の政庁である「指月城跡・伏見城跡」など、日本史上特筆すべき記念物が多数存在しており、いずれも遺産相続に起因する細分化や売却などの危機にさらされている。

これら貴重な文化財を後世に残すために、京都市では、文化庁との協議のもと、順次公有化を進めている。そして、地域住民の歴史文化資産として、住民が文化財に触れ、理解を醸成し、大規模災害時には一時避難施設としても活用できる都市公園（歴史公園）として速やかに仮整備を行っている。



【事業位置図2】令和8～12年度に事業予定の史跡事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都市内の史跡は、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要なものも多く、京都市の7つの歴史的風致を形成している。

本事業によって、史跡公有化及び史跡公園整備が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	鴨川魅力向上プロジェクト（鴨川（三条～四条間））
事業主体	京都市、その他（地域団体、民間事業者等）
事業手法	市単独事業
事業期間	R8～R12

**事業区域** 重点区域（鴨川（三条～四条間））

#### 事業内容

鴨川（三条～四条間）周辺エリアにおいて、エリア内の公共空間を活用した快適な滞在空間の創出や回遊性の向上を図るとともに、市民はもちろんのこと、来訪する観光客等が魅力を感じる都市空間を形成することにより、河川空間とまち空間が融合した京都らしさを体感できる機会を創出する。



事業区域

#### 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

鴨川（三条～四条間）エリアは、花街や歌舞練場等の花街文化、夏の風物詩である納涼床、お茶屋建築の歴史的な町並みなどの多彩な魅力・資源を有しており、ものづくり・商い・もてなしのまち京都及び千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致を形成している。

エリアに関わる様々な主体との連携により、地域の更なる魅力の向上を図ることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。

事業名	歴史的風致と調和した良質な歩行空間の創出
事業主体	京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業
事業期間	R8～R12

**事業区域** 重点区域

#### 事業内容

歴史文化遺産周辺をはじめとする重点区域において、歩道の拡幅、段差や勾配の改善、歩道空間の明確化等の対策を行い、すべての方が安全で快適に通行できるように歴史的風致と調和した歩行空間の整備を行う。



整備状況

#### 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

歴史文化遺産周辺をはじめとする重点区域においては、歴史的な市街地や人々が営む文化や行事等が一体となって、祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成している。歴史的風致と調和した安全で快適な歩行空間を整備することは、人々の営みを豊かにするとともに、回遊性の向上を図ることができる。

本事業を推進することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

## ③良好な景観の誘導

事業名	寺社等及びその周辺の歴史的景観の保全 (事前協議(景観デザインレビュー)制度の運用等)
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

世界遺産をはじめとする寺社や御苑、離宮、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産と一体となって形づくられている歴史的景観を保全し、未来へ継承するため、以下の具体策を進めている。

- (1) 眺望景観創生条例に基づく事前協議(景観デザインレビュー)制度を運用し、地域特性を生かした良好な建築計画の誘導を図る。
- (2) 市内の歴史的資産等について市民等と共有できる「景観情報共有システム」の保守・運営等を行う。

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

寺社は、祈りと信仰のまち京都の歴史的風致において、京都の町の宗教的文化を引き継ぐもので、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致において、様々な祭礼等の舞台となっており、これらを中心として形づくる景観や祭礼、まちのつながりは、歴史的風致を代表するものである。

これらの価値を市民と共有し、地域特性を生かした良好な建築計画の誘導を図ることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物の道路等)
事業主体	所有者等(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R3～R12

**事業位置** 重点区域

**事業内容**

歴史的風致形成建造物として指定された道路や周辺の石垣等の修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行うことについて検討を進める。



写真6-24 歴史的風致形成建造物(道路)イメージ

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものについて、指定を行うものである。歴史的風致形成建造物である道路や石垣等の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

<b>事業名</b>	屋外広告物適正化推進事業 広告景観づくり補助金交付制度 屋外広告物の簡易除却
<b>事業主体</b>	京都市、所有者等(間接)
<b>事業手法</b>	市単独事業
<b>事業期間</b>	S31～R12

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

京都にふさわしい広告景観の創出に向け、全市域を対象に行政代執行も視野に入れた集中的な是正指導の取組を行い、違反状況の解消に努めることにより、当初推定で約7割が違反状態であったものが、令和3年度末時点で条例に沿って適正に表示いただいている広告物は、全体の約99%にまで向上した。

また、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等に対して、職員又は屋外広告物法第7条第4項に基づき本市が権限を委嘱したボランティア団体による随時の除却を行っている他、市内幹線道路にある電柱や道路柵等を対象に定期的に除却も行っている。

更に、平成19年度から、広告景観の向上に寄与する、優良な屋外広告物を設置する者に対し、設置費用等を補助する制度として、京都市優良屋外広告物補助金交付制度を設け、優良な広告景観の誘導を行ってきたが、平成28年度からは、制度を京都市広告景観づくり補助金交付制度と改め、補助対象を拡充し、広告景観の一層の向上に取り組んでいる。



写真6-26 屋外広告物の簡易除却

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、市内全域において地域の特性に応じた規制や条例の趣旨に沿った是正指導、また、京都にふさわしい広告物に対する補助を行うことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。



写真6-25 補助金交付事例

<b>事業名</b>	市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(うち屋外広告物等の木質化)
<b>事業主体</b>	所有者等(間接)、京都市
<b>事業手法</b>	市単独事業
<b>事業期間</b>	R2～R4(みやこ杉木普及促進事業(うち建築物の木造・木質化支援)へ統合)

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

市内産木材を使った屋外広告物等の製作費を支援する。



写真6-27 補助金交付事例

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、市内全域において市内産木材を使った屋外広告物等の製作費を支援することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

<b>事業名</b>	ウッド・チェンジ推進事業
<b>事業主体</b>	所有者等
<b>事業手法</b>	市単独事業
<b>事業期間</b>	R5～R12

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

市内産木材を利用した建築物の木造・木質化を支援する。



写真6-28 補助金交付事例

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

平安建都以来、適材適所で木を暮らしに取り入れ、木を使った建築や町並みが多く残る「木の文化首都・京都」において、市内産木材を使った建築物の木造・木質化を支援することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承する上で重要であり、長い年月をかけて形成されてきた歴史的町並み景観を保全・向上することに加え、木材利用を通じた森林の適正な維持管理の促進により、伝統文化や産業、観光にも影響を与えてきた京都の基盤でもある美しい森林景観の保全にもつながる。

#### ④緑地空間の整備

事業名	雨庭整備事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(グリーンインフラ活用型都市構築支援事業)、市単独事業
事業期間	R1～R12

事業位置 市内全域

#### 事業内容

京都市では、「京都市緑の基本計画」の実実施計画である「市街地緑化の在り方」(平成29年8月策定)に基づき、地域力を活かした市街地緑化を推進している。

「市街地緑化の在り方」にも掲げている「雨庭」は、地上に降った雨水を、下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間であり、修景・緑化に加え、雨水流出抑制、水質浄化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待されることから、近年広まりつつある「グリーンインフラ」の一つとして注目されている。

京都では、この機能を取り入れた美しい庭園が寺社などで古くから造られてきたが、そうした庭園文化を継承している京都の造園技術者との協働により、「雨庭」の整備を公共用地で進め、市街地緑化はもとより、まちの安心・安全の向上を図るものである。



写真6-29 四条堀川交差点北西角

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の伝統文化の一つである作庭技術は、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成しており、本市が進めている雨庭整備は、こうした作庭技術、あるいは京都産の造園資材や在来種植物を取り入れることで、身近な公共空間において、庭園文化を感じられる質の高い空間の創出を推進する。本事業を推進していくことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

#### (3)歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上に関する事業

地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、新景観政策の更なる進化を図るとともに、交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やきあるまちづくりを推進する。

また、京都市の歴史・文化を支える森林景観を保全するため、三山の森林再生に取り組む。

- ①新景観政策の推進
- ②安心・安全で快適な歩行空間の創出
- ③森林景観の保全

### ①新景観政策の推進

事業名	景観形成推進事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H19～R12

**事業位置** 市内全域

#### 事業内容

本市では、平成19年（2007）9月から新景観政策を実施するとともに、継続的に政策を進化させていくために、平成22年度末に、景観政策検証システムを構築している。

このシステムは、「計画—実施—検証—改善のPDCAサイクル」により景観政策を持続的に検証することを目的に、①景観政策を検証し、その結果を「京都市景観白書」として作成して市民等に周知する仕組み、②「京都市景観市民会議」として市民や事業者の皆様と意見交換を行う仕組みにより構成されている。

平成23年（2011）3月に「平成22年度京都市景観白書」を発行し、その後5年ごとに発行している。また、その間の年度については、掲載されているデータや写真、取組等を更新した「京都市景観白書データ集」を発行している。また、平成24年（2012）3月に「平成23年度京都市景観市民会議」（令和3年度～令和6年度まで休止）を開催し、平成25年度以降は毎年「京都市景観市民会議」を開催することで、市民や事業者の皆様と意見交換を実施している。

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の景観は、1200年を超える悠久の歴史の中で、先人達のたゆまぬ努力により、つくられ、そして守られてきた。京都はその美しい景観を守りながら、歴史と伝統のまちであると同時に、未来に向けて優れた文化を創造し続けるため、景観政策を持続的に検証していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

### ②安心・安全で快適な歩行空間の創出

事業名	「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H18～R12

**事業位置** 重点区域（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」



事業位置図

#### 事業内容

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」において、安心・安全で快適な歩行空間の確保による賑わいの創出など、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」に取り組んでいる。

そのリーディングプロジェクトである四条通歩道拡幅事業については、平成26年（2014）11月に工事に着工し、平成27年（2015）10月に工事が完了した。

整備後の四条通及び周辺地域においては、路線バスの円滑な運行の確保とまちなかへのマイカー流入抑制及び安心安全で快適な歩行空間の確保を図るため、エリアマネジメントに取り組むとともに、物流の荷捌きの整序化や違法な客待ちタクシー等のマナー向上を目的としたモビリティマネジメントの取組を実施している。



写真6-30 歩いて楽しいまちなか戦略

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、観光シーズンを中心に多くの観光客が訪れる。このため、観光地や都心部では、渋滞が引き起こされるとともに、狭い歩道を多くの人々が行き交わざるを得ないという状況も生じている。

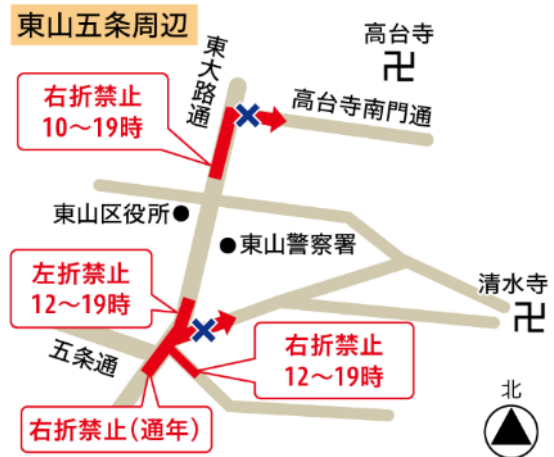
四条通は、祇園祭の山鉦が巡行するなど歴史ある通りでもあるため、四条通の歩道拡幅と公共交通優先化を推進するに当たって、景観に配慮した舗装等を行うことで、歴史都市に相応しい歩行者の賑わいによるヒューマンスケールのまちの実現に寄与し、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

事業名	観光地交通対策
事業主体	京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	H13～R12

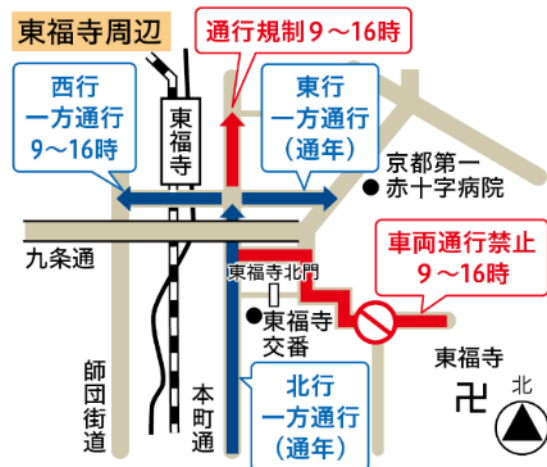
事業位置 重点区域（嵐山・東山）



事業位置図（嵐山）



事業位置図（東山）



事業位置図（東福寺）

## 事業内容

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るため、秋の観光ピーク期の11月に、嵐山地域で平成13年度から、東山地域で平成16年度から、地元住民・商業者及び京都府警等の関係機関と連携した交通対策を実施し、歩行者の安全性の確保と交通の円滑化を図っている。

さらに、東山地域は、観光シーズンには、国内外から多くの来訪者があり、地域内の幹線道路である東大路通南行に交通渋滞が発生している。そのため、令和7年度から、電子表示板を設置し、東大路通からの迂回誘導の情報発信を行い、交通渋滞の緩和を図る。

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、多くの観光客が訪れ、特に秋の観光ピーク期は、観光地周辺で、交通渋滞が発生するとともに、車と歩行者が錯綜する状況が生じている。

当該取組は、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を堪能できるまちの実現に寄与するとともに、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

## ③森林景観の保全

事業名	歴史的風土特別保存地区内の土地買入、施設整備及び維持管理
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(古都保存事業 R5～R9)、市単独事業
事業期間	S42～R12

事業位置 市内全域

### 事業内容

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(昭和41年(1966)4月15日施行)第11条に基づき、歴史的風土特別保存地区内で、現状変更行為が不許可となったため、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、土地所有者から当該土地の買入れの申出を受けた場合、歴史的風土の保存上必要があるものについて、買入れを行っている。

また、同法第12条に基づき、買い入れた土地の歴史的風土を維持保存するため、必要とされる施設の整備を行うとともに、適正に管理を行っていく。



写真6-31 歴史的風土保存地区 空撮

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都には、歴史的に重要な建物や史跡等が、周囲の自然環境と一体となって古都における伝統と文化が感じられる景観を形成している地域が多数存在する。このため、京都市では、三方の山並みや、その山すそ部等の地域で、歴史的に意義が高く、景観上も重要な地域を歴史的風土保存区域に指定し、その中で特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。

それらの地区において現状変更行為を厳しく規制し、

買い入れを行うとともに、適切な維持管理を行うことは、伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

<b>事業名</b>	横断防止柵等への間伐材活用事業
<b>事業主体</b>	京都市
<b>事業手法</b>	市単独事業
<b>事業期間</b>	H21～R12

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

京都市では、「木の文化を大切にすまち・京都」の実現に向けた取組の一環として、間伐材を利用した道路附属物等の設置に取り組んでいる。

平成20年度には、「堀川水辺環境整備事業」において間伐材を利用したベンチ等を設置した。

また、平成21年度には、世界文化遺産・二条城の周辺において、平成22年度には、東本願寺前にて間伐材を利



用した横断防止柵を設置した。

平成23年度以降に、京都御苑周辺にて、間伐材を利用した転落防止柵等の設置を行っている。



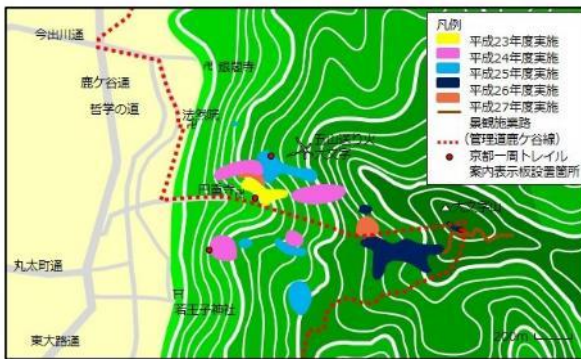
写真 6-29 設置事例

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

世界文化遺産や観光地等の周辺において、市内産木材の間伐材を利用した横断防止柵等を設置することは、森林の適正な維持管理につながるとともに伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

事業名	四季・彩りの森復活プロジェクト
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H23～R5

事業位置 重点区域



事業位置図

### 事業内容

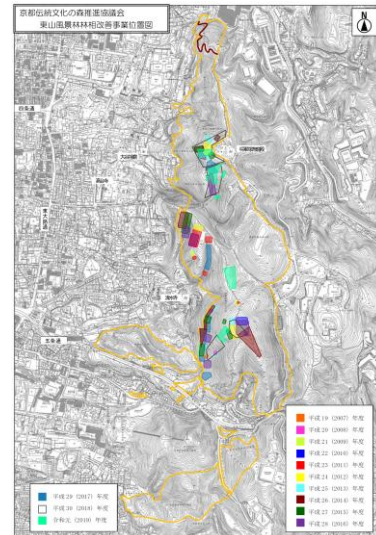
平成 22 年度をピークに市内で発生したナラ枯れにより、三山の森林では多くのナラ類が枯死した。さらに、増え過ぎたシカの食害により次世代の樹木が育たず裸地化が進み、災害防止の面からも景観の面からも大きな問題となった。そこで、これらナラ枯れ被害跡地において、災害に強く、四季の彩りが感じられる森づくりを進めている。

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都には、歴史的に重要な建物や史跡等が、周囲の自然環境と一体となって古都における伝統と文化が感じられる景観を形成している地域が多数存在する。本事業を実施することは、森林の適正な維持管理につながるとともに伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

事業名	「京都伝統文化の森」推進事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H19～R12

事業位置 市内全域



事業位置図

### 事業内容

東山風景林を活動拠点として、市民や法人等と協働しながら、増え過ぎたシイの伐採や適地適木の植栽等による森づくり等を展開し、京都に根付く貴重な歴史的・文化的資産の継承と自然力・文化力・人間力の再創造を目的に活動する「京都伝統文化の森推進協議会」に対して、運営経費を補助している。



写真 6-30 イベントの様子

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

東山風景林は、京都の歴史的風致の周辺環境を構成する重要な要素の一つであることから、市内全域において森づくりを支援することは、森林の適正な維持管理につながるとともに伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

**(4)地域力を活かした歴史まちづくりの推進に関する事業**

地域コミュニティを活性化し、歴史や文化等の地域の特徴を活かした住民主体のまちづくり活動を活発にする。

- ①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援
- ②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの取組推進

**①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援**

<b>事業名</b>	地域との協働による歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)作成
<b>事業主体</b>	京都市
<b>事業手法</b>	市単独事業
<b>事業期間</b>	H30～R12

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

世界遺産をはじめとする寺社や御苑、離宮、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産と一体となって形づくられている歴史的景観を保全し、未来へ継承するため、歴史的資産の価値や特徴、周辺の景観特性、まちの成り立ち等をまとめた「歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)」に地域特有の情報を反映するための取組を進める。



プロフィール事例

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

寺社は、祈りと信仰のまち京都の歴史的風致において、京都の町の宗教的文化を引き継ぐもので、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致において、様々な祭礼等の舞台となっており、これらを中心として形づくる景観や祭礼、まちの繋がりは、歴史的風致を代表するものである。

これらの価値を市民と共有し、規制や支援、景観づくりにつなげることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。

事業名	地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R3～R12

事業位置 市内全域

### 事業内容

本市では、地域の特性に応じた住民主体の景観づくりを推進するため、京都市市街地景観整備条例を改正し、平成 23 年度から、本市独自の制度として「地域景観づくり協議会」（以下、「協議会」という。）制度を整備している。

現在、市内の 16 の地域において、この協議会制度を活用した、地域の多様な魅力と個性を活かした景観まちづくりが取り組まれているとともに、市内の複数の地域において協議会制度の活用を目指した取組や各協議会の連携による取組が進められている。

さらに、平成 30 年（2018）4 月からは、社寺等及びその周辺の歴史的景観を保全するにあたり、市民や事業者、社寺等との協働による景観づくりを推進していくことを柱の 1 つに掲げ、景観への意識醸成や地域ごとの景観特性の共有、また地域のニーズや将来像に応じてルールづくり等の支援を行うこととしている。

本事業は、地域の個性を活かした魅力ある景観まちづくりを一層推進するため、協議会制度の普及啓発を図るとともに、各地域への専門家の派遣等、制度の活用及び地域活動の充実に向けた支援を行うものである。

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都では、多くの地域で、昔から住民自治の伝統があり、地域による活発な自治活動が行われ、また、それぞれの地域で歴史的建造物や伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が培われてきた。

こうした地域において、景観づくり協議会制度を活用した地域の特性に応じた住民主体の景観づくりを行うことで、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、京都市の 7 つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。

事業名	官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(岡崎地域)
事業主体	京都市、エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」、その他(民間施設・事業者等)
事業手法	市単独事業
事業期間	H23～R12

事業位置 重点区域（岡崎地域及びその周辺）



事業位置図

### 事業内容

岡崎地域の施設、団体、事業者、行政等が参画し、官民地域連携で「岡崎地域活性化ビジョン」を推進するエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」（平成 23 年（2011）7 月設立）との連携の下、地域連携型魅力創出事業や、総合的な案内・情報発信に取り組んでいる。

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴する伝統と進取の気風の地の歴史的風致を形成しており、琵琶湖疏水とその関連施設群、文教施設群などの歴史的な施設が集積している。岡崎地域に関わる様々な主体の連携により、「岡崎地域活性化ビジョン」を推進することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。

事業名	西陣を中心とした地域の活性化
事業主体	京都市
事業手法	デジタル田園都市国家構想交付金(H31～R7)、市単独事業
事業期間	H30～R10

事業位置 重点区域（西陣地域）



事業位置図

### 事業内容

西陣織をはじめとした伝統産業、伝統文化・伝統芸能、織屋建ての京町家等の歴史的な町並みなど、多彩な魅力・資源を有する地域の活性化を図るため、「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」（平成31年1月策定）に基づき、民間提案による活性化プロジェクトを中心とした連携事業の運営、情報発信等に取り組んでいる。



写真6-34 西陣の町並み

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

西陣地域は、西陣織をはじめとした伝統産業や伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並みなど、多彩な魅力・資源を有しており、ものづくり・商い・もてなしのまち京都としての様々な歴史的風致を形成している。

西陣地域に関わる様々な主体の連携により、地域の活性化を進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながるとともに、歴史的町並みの保全・向上につながる。

事業名	各区役所・支所における歴史・文化を活かしたまちづくりの推進
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	～R12

事業位置 市内全域

### 事業内容

各区役所・支所においては、区民とともに歴史や文化を活かしたまちづくりを進めている。

#### ●北区「WA（わ）のこころ」創生事業

北区の寺社や大学、伝統文化の担い手、区役所等で構成する北区「WA（わ）のこころ」創生ネットワーク会議を設置し、自然への深い感謝の念や繊細なおもてなしの精神など、日本人が大切にし、受け継いできた日本のこころを次世代に継承する取組を実施している。



写真6-35 イベントの様子

#### ●左京・地域ゆかりの文化 発信・継承プロジェクト (R6 事業完了)

左京区の伝統行事、郷土料理等、地域ゆかりの文化の魅力を区内外へ発信するとともに、50年後、100年後まで継承されるよう取組を実施する。



写真 左京区の伝統行事（久多の花笠踊）

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

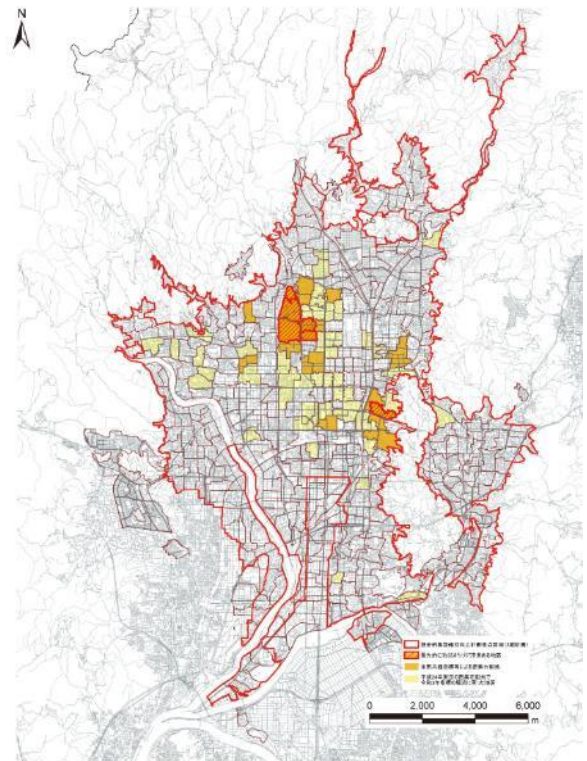
各区には、祈りと信仰の場や祭りや年中行事の舞台でもある寺社や京町家などの歴史的建造物が多く残り、伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が培われてきた。

各区において、このような取組を行うことは、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。

## ②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの取組推進

事業名	防災まちづくり活動支援事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市防災総合推進事業 R3～R7)、市単独事業
事業期間	H24～R12

事業位置 重点区域



### 事業内容

平成24年(2012)7月に策定した「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」(令和3年3月改定)に基づき、歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めるため、地域と行政が一体となって防災まちづくりに取り組む。

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の町並みは、京都らしい風情をたたえ、歴史都市京都の魅力となっている一方で、密集市街地が多く残り、都市防災上の大きな問題を抱えている。歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながるとともに、歴史的町並みの保全・向上につながる。

事業名	防災まちづくり推進事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型)、密集住宅市街地整備型等関連事業 R3~R7)、市単独事業
事業期間	H26~R12

事業位置 重点区域

**事業内容**

密集市街地の防災安全性の向上を図るため、老朽化した木造建築物の除却、地域住民等が共同して利用管理する広場等の整備、避難経路に面する危険ブロック塀等の改善に対する助成事業を推進する。



**【防災広場の整備】**  
かまどベンチや防災倉庫を設置した(普段は子供の遊び場に)空き地を活用した防災ひろばの整備事例





**事業イメージ**

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

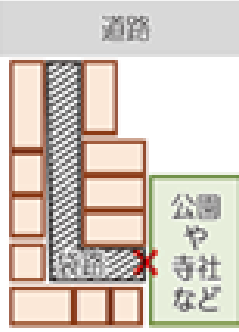
京都の町並みは、京都らしい風情をたたえ、歴史都市京都の魅力となっている一方で、密集市街地が多く残り、都市防災上の大きな問題を抱えている。歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。同時に、歴史的町並みの保全・向上につながる。

事業名	細街路対策事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(細街路対策事業、狭あい道路整備等促進事業、住宅・建築物安全ストック形成事業 R3~R7)、市単独事業
事業期間	H24~R12

事業位置 市内全域

**事業内容**

袋路の避難安全性の向上を図るため、緊急避難経路の整備、袋路等始端部の建築物の耐震・防火改修、袋路等始端部の整備に対する助成事業を推進する。





**【袋路解消】**  
袋路から隣接する公園へ避難できる扉が設置され、2方向への避難経路が確保された事例

**事業イメージ**

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

京都の町並みは、京都らしい風情をたたえ、歴史都市京都の魅力となっている一方で、密集市街地が多く残り、都市防災上の大きな問題を抱えている。歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。同時に、歴史的町並みの保全・向上につながる。

**(5)文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成に関する事業**

「見つける」、「知る」、「守る」、「活かす」という4つのキーワードで京都の優れた文化芸術や伝統産業を将来に向けて更に振興し、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市にすることを目指した取組を進めていく。

- |   |
|---|
| ①保存と活用の社会・経済における好循環の創出<br>②担い手・支え手の確保<br>③新たなイノベーションの創出 |
|---|

**①保存と活用の社会・経済における好循環の創出**

<b>事業名</b>	「伝統産業の日」年間を通じた魅力発信事業
<b>事業主体</b>	京都市
<b>事業手法</b>	市単独事業
<b>事業期間</b>	H14～R12

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に年間を通して伝統産業に触れられる多彩な事業を実施している。

**①伝統的工艺品の展示会**

京都市勧業館(みやこめっせ)等において、様々な展示会を企画し、京都の伝統工艺品の魅力を紹介している。

**②和装振興事業**

きものは日本文化の表象であり、京都は、最もきもの似合う街と言え、きもの着用者が増えることにより、京都の雰囲気醸し出される。「伝統産業の日」の関連イベントとして、きものを着用している人は、京都市内の文化施設等の入場を無料にし、きもの着用の機会づくりに努めている。



写真6-36 伝統産業の日

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながるとともに、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

事業名	京都伝統産業ミュージアムの運営
事業主体	株式会社京都産業振興センター
事業手法	市単独事業
事業期間	H8～R12

事業位置 重点区域



### 事業内容

京都市では、今なお受け継がれ、京都のまちに息づいている伝統工芸品の美と技の世界を紹介するため、「京都伝統産業ミュージアム」を設置している。

常設展示場では京都の多彩な伝統工芸品を一堂に集めて紹介しており、企画展ではテーマを設定し、優れた工芸品の数々や職人に焦点を当てた展示をしている。

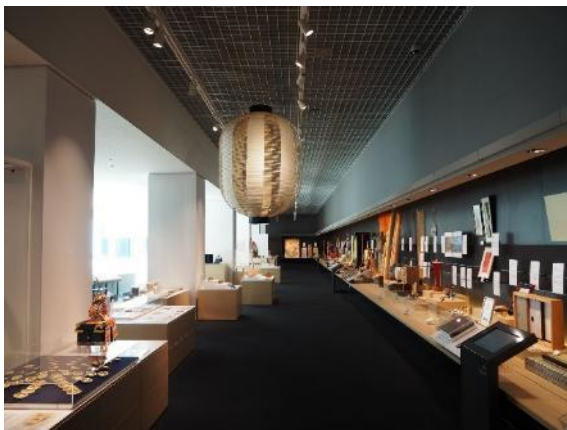


写真6-37 京都伝統産業ミュージアム

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

市民や観光客に京都の伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めていただく場を提供することは、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながるとともに、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

事業名	京の「匠」ふれあい事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H17～R12

事業位置 市内全域

### 事業内容

市民・観光客等を対象に、西陣織会館、京都伝統産業ミュージアム等において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行うほか、職人を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。



写真6-38 制作実習

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

伝統技術の職人の方々への雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことは、伝統産業の活性化につながるとともに、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

事業名	市民狂言会
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	S32～R12

**事業位置** 市内全域

**事業内容**

大蔵流茂山千五郎家・忠三郎家の協力のもと、市民の皆様に親しまれる狂言鑑賞会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を生かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。



写真 6-39 市民狂言会

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

昭和 32 年度から開催されている市民狂言会は、平成 29 年度で 60 周年を迎え、令和 5 年で 270 回以上の開催を数えており、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。

京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することは、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

事業名	京都薪能
事業主体	京都市、一般社団法人京都能楽会、ロームシアター京都(公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団)
事業手法	市単独事業
事業期間	S25～R12

**事業位置** 重点区域（平安神宮）

**事業内容**

毎年6月1日・2日に、平安神宮の境内で薪能を開催。昭和 25 年 (1950) から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。



写真 6-40 京都薪能

**事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由**

「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、令和 5 年で第 72 回を数え、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成しており、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。

京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することは、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

## ②担い手・支え手の確保

事業名	京都市伝統産業技術功労者顕彰制度、京都市伝統産業技術後継者育成制度、京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	S42～R12

**事業位置** 市内全域

### 事業内容

○京都市伝統産業技術功労者顕彰制度

伝統産業の振興・発展の基礎づくりを推進するため、永年にわたり、伝統技術の維持発展に尽くした技術者を表彰し、功労金を支給する「京都市伝統産業技術功労者顕彰制度」を実施している。

○京都市伝統産業技術後継者育成制度

伝統産業に携わる若手技術後継者の確保と養成を目的に、技術習得のための資金を交付する「京都市伝統産業技術後継者育成制度」を実施している。

○京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度

伝統産業業界において中核を担いつつある中堅技術者の意欲向上に資する取組を実施することにより、人材育成を図る京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度を実施している。



写真6-41 表彰式・認定式

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

伝統産業を支える技術者を育成・表彰していくことによって、伝統産業技術及び関係業界の振興・発展・継承に努めることは、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

事業名	花街の伝統芸能保存育成事業
事業主体	公益財団法人京都伝統伎芸振興財団
事業手法	市単独事業
事業期間	H8～R12

**事業位置** 重点区域（五花街）

### 事業内容

花街の伝統伎芸を保存・継承することを目的として設立された「公益財団法人京都伝統伎芸振興財団（おおきに財団）」の行う伝統伎芸保存・育成事業を助成する。



写真6-42 花街

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

「京の芸妓・舞妓」が存在する京都の花街は、都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統伎芸を伝承しており、その町並みとともにものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統伎芸を保存・育成することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

事業名	葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業
事業主体	葵祭:葵祭行列保存会、時代祭:平安講社 京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	～R12

事業位置 重点区域

#### 事業内容

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

##### ○葵祭

葵祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。



写真6-43 葵祭

##### ○時代祭

時代祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。



写真6-44 時代祭

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

葵祭や時代祭は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致や伝統と進取の気風の地の歴史的風致を構成する伝統的な人々の活動であり、これらの祭りを支援していくことは、京都の歴史的風致を維持するために不可欠であり、また活性化に対しての助成を行うことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

事業名	祇園祭・五山送り火に対する助成
事業主体	祇園祭:公益財団法人祇園祭山鉾連合会、 八坂神社、祇園祭各山鉾の保存会 京都五山の送り火:京都五山の送り火連合会、 各山の保存会 京都市
事業手法	文化財関係国庫補助事業、地域の観光資源 充実のための環境整備推進事業、市単独事 業
事業期間	～R12

事業位置 市内全域

#### 事業内容

京都に古くから伝わる伝統行事(祇園祭・五山送り火)がつつがなく執行され、将来に向かって継承されていくよう、懸装品等の修理・新調補助(祇園祭)や施設の整備補助(五山送り火)、また行事自体の執行補助を行う。

##### ○祇園祭

祇園祭の円滑な執行及びその保存・継承を図るため、山鉾修理、懸装品等新調事業及び行事執行に対して助成を行う。



祇園祭前祭山鉾巡行

##### ○五山送り火

五山送り火の円滑な執行及びその保存・継承を図るため、施設整備及び行事執行に対して助成を行う。



五山送り火

(左上から時計回りに大文字送り火、松ヶ崎妙法送り火(妙)、松ヶ崎妙法送り火(法)、鳥居形松明送り火、左大文字送り火、船形万燈籠送り火)

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

祇園祭と京都五山の送り火は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を構成する伝統的な人々の活動であり、これらの伝統行事を支援していくことは、京都の歴史的風致を維持するために不可欠であり、また活性化に対しての助成を行うことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

### ③新たなイノベーションの創出

事業名	伝統芸能文化創生プロジェクト
事業主体	伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス (京都市、公益財団法人 京都市芸術文化協会)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 市内全域

#### 事業内容

平成 23 年度に策定した「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）基本構想」に掲げるセンターに備えるべき機能の実現を目指すプロジェクト。「五感で感じる和の文化事業」の成果を引き継ぎ、伝統芸能文化に関する保存・継承・普及等の総合的な観点から、伝統芸能文化を取り巻く課題の改善や継承へ向けた提案に取り組む。

また、文化庁とも連携し、全国の関係機関とのネットワーク構築を推進することで、国内全体の伝統芸能文化の振興に取り組み、京都の伝統芸能文化の創生・活性化へとつなげる。



写真6-45 伝統芸能文化創生プロジェクト

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

「五感で感じる和の文化事業」を継承することによって、市民が生活の中で伝統芸能文化を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統芸能文化に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸能に関わるきっかけとなり、その維持・発展につながる。

この事業を継続していくことは、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、伝統芸能文化の継承、後継者の育成につながる。

## (6)市民生活と調和した観光政策の推進に関する事業

市民の安心・安全、地域文化の継承を最重要視した市民生活と観光の調和に向けて、地域や事業者と協力し、地域の実情に応じた取り組みを進める。

①観光客分散化等混雑対応

②観光客マナー向上の取組

### ①観光客分散化等混雑対応

事業名	安心・安全な京都観光のための情報発信
事業主体	京都市観光協会、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R1～R12

事業位置 市全域

事業内容

国内外のスマートフォン利用者の位置情報等のビッグデータを活用した観光地の混雑予測や、リアルタイムの混雑状況、混雑しやすい時間でも快適に観光できるおすすめスポットの情報等を配信する「京都観光快適度マップ」を運用しており観光客の分散化を図り、安心・安全な京都観光を推進する。



「京都観光快適度マップ」の混雑予測画面

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都市では、市民生活と観光の調和の下、観光の力を活かして、京都の文化・コミュニティの継承・発展、地域経済の活性化や都市機能の強化、教育・保険・福祉など様々な分野の課題解決を図り、市民のくらしや地域にとっての豊かさにつなげることとしている。

観光地の混雑予測や混雑状況を発信することは、観光客の利便性が向上するとともに、市内周辺部に観光客が訪れやすくなり、観光地の混雑解消に寄与することで市民生活と観光の調和が図ることができ、京都の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要である。

事業名	観光案内標識アップグレード推進事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

**事業位置** 市内全域

### 事業内容

国内外からの観光客の受入環境整備や回遊性の向上による場所の分散化を目的に、観光案内標識の統一的なデザインや記載内容等を定めた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき設置した観光案内標識の維持管理を行う。



写真6-46 観光案内標識

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

「歩いて楽しいまち・京都」の実現に向け、「分かりやすい」、「京都の街並みに調和した」観光案内標識の統一的なデザインや記載内容等を定めた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき設置した観光案内標識の維持管理を行うことは、京の街道やその周辺の歴史的風致や京の都を育む水・土・緑の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、観光客の利便性が向上するとともに、市内各所に観光客が訪れやすくなり、観光地の混雑解消に寄与することで市民生活と観光の調和が図られる。

事業名	京都駅前の再生に係る取組
事業主体	京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業
事業期間	R8～R12

**事業位置** 重点区域（京都駅前）

### 事業内容

京都駅は市内最大の交通結節点であり、駅前には多くの市民・観光客が訪れる京都の玄関口である。

京都市内に点在する歴史的風致エリアの観光地を訪れる多くの人により豊かな体験を提供できるよう、

- ・居心地が良く歩きたくなる駅前広場を創出し、観光客などが滞留できる空間とすることで、市内への観光客の分散化を図るとともに、公共交通の乗り換えや待ち環境等の交通結節機能の充実による、混雑緩和・スムーズな観光地への誘導を目指す。
- ・東本願寺など周辺観光地にもつながる歩行者空間として充実させることより観光客の満足度向上を図る。



写真 京都駅前広場

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の玄関口である京都駅前の利便性・快適性・空間の質の向上を図り、観光客を市内各所へ効率的に誘導し分散化させることは、京都の7つの歴史的風致の活性化や価値向上に寄与するだけでなく、観光客の満足度・期待度の向上、観光地の混雑解消にもつながり、市民生活と観光の調和を図るうえで重要な取組である。

## ②観光客マナー向上の取組

事業名	地域と連携した観光課題解決等推進事業
事業主体	地域団体、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

**事業位置** 市全域

### 事業内容

観光客へのマナー啓発や混雑対策など、観光に起因する課題の発生防止・解決を図り、市民・観光客の安心・安全を確保するとともに、地域文化を継承していくため、地域団体等が自主的に取り組む観光課題解決の活動に対して補助を行う。



写真6-47 補助金を活用した啓発物の一例

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都市では、市民生活と観光の調和の下、観光の力を活かして、京都の文化・コミュニティの継承・発展、地域経済の活性化や都市機能の強化、教育・保険・福祉など様々な分野の課題解決を図り、市民のくらしや地域にとっての豊かさにつなげることとしている。

地域団体等が自主的に取り組む観光課題解決の活動に対して補助を行うことは、観光客マナー向上や地域コミュニティの活性化に寄与し、市民生活と観光の調和にも資するものであることから、当該事業による取組は、京都の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要である。

## (7)その他歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①まちの活性化、魅力の発信</li> <li>②国内外への京都の魅力発信</li> </ul> |
|--|

### ①まちの活性化、魅力の発信

事業名	京都・花灯路
事業主体	京都・花灯路推進協議会(京都府、京都市、京都商工会議所、(一財)京都仏教会、(公社)京都市観光協会、(公財)京都文化交流コンベンションビューロー)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H14～R3(事業終了)

**事業位置** 重点区域(嵐山、東山)



事業位置図(嵐山)



事業位置図(東山)

### 事業内容

京都を代表する寺院、神社をはじめとする歴史的文化遺産やまち並みなどを、日本情緒豊かな陰影ある露地行灯の「灯り」と、いけばな作品の「花」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す。「灯り」と「花」による演出を基本手法にして、訪れる人々が「安らぎ」と「華やぎ」を体感できるような夜の空間を創出する。重点区域内では、東山地域(東山花灯路)で行われている。



写真6-47 嵐山花灯路

### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

当該事業は、京都の夜の風物詩として定着しつつある。京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより、新たな賑わいを創出するとともに、歴史的建造物をめぐり、歴史的資源や町並みを実際に感じることで、京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会となり、京都市の7つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

### ①まちの活性化、魅力の発信

事業名	魅力ある夜間景観づくり
事業主体	京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	R1～R12

事業位置 市内全域

#### 事業内容

京都市では、都市での暮らしや営みを生き活きとしたものとし、新たな価値を創造する都市としていくことを目標とし、日中だけでなく夜においても魅力的な京都ならではの景観づくりに取り組んでいる。夜間景観の現状調査や仮設の照明設置等による社会実験を経て、夜間景観づくりのための指針「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を令和4年3月に策定した。今後、指針を活用し、市民、事業者、行政の連携による夜間景観づくりを推進する。また、鴨川周辺をはじめとして、まちづくりの一環として夜間景観づくりの機運が高まったエリアにおいては、照明機器の整備に着手する。



写真6-48 三条大橋における社会実験

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

夜間景観は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、地域の特性に応じた夜間景観を誘導し、京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより、アクティビティを創出するとともに、歴史的建造物をめぐり、歴史的資源や町並みを実際に感じることで、エリア内外の回遊性を高め、京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会を創出することから、京都市の7つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

### ②国内外への京都の魅力発信

事業名	世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大
事業主体	世界歴史都市連盟
事業手法	任意団体の事業
事業期間	H6～R12

事業位置 市内全域

#### 事業内容

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお後を絶たない現在の世界情勢において、世界平和の達成に貢献することを願い設立されたもので、設立以来、京都市が会長と事務局を務めている。

連盟の活動は、原則2年に一度の「世界歴史都市会議」と総会の開催と年一回の理事会、そして定期的な機関紙の刊行やウェブサイトを通じた会員都市間の情報共有と交流である。



写真6-49 世界歴史都市会議の様子

#### 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展につながり、京都市の7つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

## (掲載事業一覧)

(令和7年度末時点)

	所管局	ハード ソフト	区域	事業名	関連する 歴史的風致
	<b>(1) 歴史的建造物の積極的な保全・活用と継承支援</b>				〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	<b>① 歴史的建造物への技術的・財政的支援</b>				
	<b>ア 文化財の保存事業</b>				
1-1-1	文化市民局	ハード	重点	名勝無鄰庵庭園の整備	〇
1-1-2	文化市民局	ハード	市全域	文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築 (旧事業名:京都市指定登録文化財修理等助成事業)	全て
1-1-3	文化市民局	ハード	市全域	“京都を彩る建物や庭園”修理事業	全て
1-1-4	文化市民局	ハード	市全域	文化財の重点的修理推進事業	全て
1-1-5	文化市民局	ハード	市全域	市指定文化財防災対策重点強化事業	全て
1-1-6	都市計画局	ハード	重点	伝統的建造物群保存事業	〇〇〇〇
	<b>イ 景観指定建造物の修理・修景事業</b>				
1-1-7	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的景観保全修景地区)	〇〇〇ほか全て
1-1-8	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(界わい景観整備地区)	全て
1-1-9	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的意匠建造物)	全て
1-1-10	都市計画局	ハード	景観区域	歴史的町並み再生事業(景観重要建造物)	全て
1-1-11	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)	全て
1-1-12	行財政局	ハード	重点	歴史的風致形成建造物の整備事業(京都市役所本庁舎再整備)	〇〇〇
1-1-13	都市計画局	ソフト	市全域	歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業	〇〇〇〇ほか全て
	<b>ウ 京町家の保全</b>				
1-1-14	都市計画局	ハード	市全域	京町家所有者の保全・継承に係る支援制度 (旧事業名:指定京町家改修補助金)	〇ほか全て
1-1-15	都市計画局	ハード	市全域	京町家改修助成事業(京町家まちづくりファンド)	〇ほか全て
	<b>② 伝統的建造物の防災安全性向上</b>				
1-2-1	都市計画局	ハード	市全域	木造住宅及び京町家耐震診断士派遣事業	〇ほか全て
1-2-2	都市計画局	ハード	市全域	「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業	〇ほか全て
1-2-3	都市計画局	ハード	市全域	空き家対策推進事業	〇ほか全て
	<b>③ 歴史的建築物の活用・継承支援</b>				
1-3-1	都市計画局	ソフト	市全域	京都市歴史的建築物保存活用支援事業 (旧事業名:京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業)	全て
1-3-2	都市計画局	ソフト	市全域	京町家マッチング制度(京町家の流通・活用機会の確保～統合)	〇ほか全て
1-3-3	都市計画局	ソフト	市全域	京町家の流通・活用機会の確保	〇ほか全て
1-3-4	都市計画局	ソフト	市全域	京町家の価値の共有	〇ほか全て
	<b>(2) 歴史的町並みの保全・向上</b>				
	<b>① 公共空間の整備(道路修景、無電柱化など)</b>				
	<b>ア 道路修景整備事業</b>				
2-1-1	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 三条周辺地区	〇〇〇
2-1-2	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 清水周辺地区	〇
2-1-3	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 清水・祇園地区	〇
2-1-4	建設局	ハード	重点	歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業	〇〇〇ほか全て
2-1-5	建設局	ハード	重点	文化首都・京都こふさわしい、良好な道路空間の創出	〇〇〇ほか全て
	<b>イ 無電柱化事業</b>				
2-1-6	建設局	ハード	市全域	無電柱化等事業	〇〇〇ほか全て
	<b>② 都市施設の充実(史跡公園整備など)</b>				
2-2-1	建設局	ハード	重点	都市公園事業【淀城跡公園】	〇
2-2-2	建設局	ハード	重点	高瀬川再生プロジェクト	〇
2-2-3	建設局	ハード	重点	三条大橋再整備事業	〇
2-2-4	文化市民局	ハード	重点	史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業 (史跡公有化及び仮整備事業へ記載を統合)	〇
2-2-5	文化市民局	ハード	重点	史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業 (史跡公有化及び仮整備事業へ記載を統合)	〇
2-2-6	文化市民局	ハード	重点	上ノ山古墳史跡公園整備事業	〇
2-2-7	産業観光局	ハード	市全域	名所説明立札等充実整備事業	全て
2-2-8	文化市民局	ハード	市全域	史跡公有化及び仮整備事業	全て
2-2-9	都市計画局	ハード	重点	鴨川魅力向上プロジェクト(鴨川(三条～四条間))	〇〇
2-2-10	建設局	ハード	市全域	歴史的風致と調和した良質な歩行空間の創出	〇〇

	所管局	ハード ソフト	区域	事業名	関連する 歴史的風致
<b>③良好な景観の誘導</b>					
2-3-1	都市計画局	ソフト	市全域	寺社等及びその周辺の歴史的景観の保全(景観デザインレビュー制度の運用等)	囲四ほか全て
2-3-2	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物の道路等)	全て
2-3-3	都市計画局	ハード	市全域	屋外広告物適正化推進事業、広告景観づくり補助金交付制度、屋外広告物の簡易除却	全て
2-3-4	産業観光局	ハード	市全域	市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)	全て
2-3-5	産業観光局	ハード	市全域	ウッド・チェンジ推進事業 (旧事業名:みやこ杉木普及促進事業(うち建築物の木造・木質化支援)(市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(うち非住宅施設の木造・木質化支援)・市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)の統合))	全て
<b>④緑地空間の整備</b>					
2-4-1	建設局	ハード	市全域	雨庭整備事業	四
<b>(3)歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上</b>					
<b>①新景観政策の推進</b>					
3-1-1	都市計画局	ソフト	市全域	景観形成推進事業	全て
<b>②安心・安全で快適な歩行空間の創出</b>					
3-2-1	都市計画局	ハード ソフト	重点	「歩いて楽しいまちなみ戦略」の推進	全て
3-2-2	都市計画局	ハード ソフト	市全域	観光地交通対策	全て
<b>③森林景観の保全</b>					
3-3-1	都市計画局	ハード	市全域	歴史的風土特別保存地区内の土地買入、施設整備及び維持管理	全て
3-3-2	建設局	ハード	市全域	横断防止柵等への間伐材活用事業	全て
3-3-3	産業観光局	ハード	重点	四季・彩りの森復活プロジェクト	全て
3-3-4	産業観光局	ソフト	市全域	「京都伝統文化の森」推進事業	全て
<b>(4)地域力を活かした歴史まちづくりの取組支援</b>					
<b>①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援</b>					
4-1-1	都市計画局	ソフト	市全域	地域との協働による歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)作成	囲四ほか全て
4-1-2	都市計画局	ソフト	市全域	地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援	全て
4-1-3	左京区役所	ソフト	重点	官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(岡崎地域)	四
4-1-4	総合企画局	ソフト	重点	西陣を中心とした地域の活性化	四
4-1-5	各区役所・支所	ソフト	市全域	各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業	全て
<b>②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの推進</b>					
4-2-1	都市計画局	ソフト	重点	防災まちづくり活動支援事業	全て
4-2-2	都市計画局	ハード	重点	防災まちづくり推進事業	全て
4-2-3	都市計画局	ハード	重点	細街路対策事業	全て
<b>(5)文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成</b>					
<b>①保存と活用の社会・経済における好循環の創出</b>					
5-1-1	産業観光局	ソフト	市全域	「伝統産業の日」年間を通じた魅力発信事業 (旧事業名:「伝統産業の日」関連事業)	全て
5-1-2	産業観光局	ソフト	市全域	京都伝統産業ミュージアムの運営 (旧事業名:京都市伝統産業ミュージアムの運営)	全て
5-1-3	産業観光局	ソフト	市全域	京の「匠」ふれあい事業	全て
5-1-4	文化市民局	ソフト	市全域	市民狂言会	四
5-1-5	文化市民局	ソフト	市全域	京都薨能	四
<b>②担い手・支え手の確保</b>					
5-2-1	産業観光局	ソフト	市全域	京都市伝統産業技術功労者顕彰制度、京都市伝統産業技術後継者育成制度、京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度	全て
5-2-2	産業観光局	ソフト	重点	花街の伝統芸能保存育成事業	四
5-2-3	産業観光局	ソフト	重点	葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	四四
5-2-4	文化市民局	ソフト	市全域	祇園祭・五山送り火に対する助成	四
<b>③新たなイノベーションの創出</b>					
5-3-1	文化市民局	ソフト	市全域	伝統芸能文化創生プロジェクト	全て

	所管局	ハード ソフト	区域	事業名	関連する 歴史的風致
<b>(6)市民生活と調和した観光政策の推進</b>					
<b>① 観光客分散化等混雑対応</b>					
6-1-1	産業観光局	ソフト	市全域	安心・安全な京都観光のための情報発信 (旧事業名:観光地の混雑状況の発信)	全て
6-1-2	産業観光局	ハード	市全域	観光案内標識アップグレード推進事業 (旧事業名:観光案内標識設置事業)	全て
6-1-3	都市計画局	ハード ソフト	重点	京都駅前の再生に係る取組	全て
<b>②観光客マナー向上の取組</b>					
6-2-1	産業観光局	ソフト	市全域	地域と連携した観光課題解決等推進事業	全て
<b>(7)その他歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業</b>					
<b>①まちの活性化、魅力の発信</b>					
7-1-1	産業観光局	ソフト	重点	京都・花灯路	全て
7-2-2	都市計画局	ソフト	市全域	魅力ある夜間景観づくり	全て
<b>②国内外への京都の魅力発信</b>					
7-2-1	総合企画局	ソフト	市全域	世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	全て

…実施中事業    …完了・休止中等事業

<形成する歴史的風致の凡例>

: 祈りと信仰のまち京都    : 暮らしに息づくハレとケのまち京都    : ものづくり・商い・もてなしのまち京都  
: 文化・芸術のまち京都    : 伝統と進取の気風の地    : 京街道とその周辺    : 千年の都を育む水・土・緑

**(事業位置図)**

**(1) 歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用に関する事業**

- ①歴史的建造物への技術的・財政的支援
  - ア 文化財の保存事業
  - イ 景観指定建造物の修理・修景事業
    - ・歴史的町並み再生事業（歴史的風致形成建造物）



ウ 京町家の保全

- ②伝統的建造物の防災安全性向上
- ③歴史的建築物の活用・継承支援



**(2) 歴史的町並みの保全・向上に関する事業**

- ①公共空間の整備（無電柱化など）



- ②都市施設の充実（史跡公園整備など）
- ③良好な景観の誘導



- ④緑地空間の整備

**(3) 歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上に関する事業**

- ①新景観政策の推進
- ②安心・安全で快適な歩行空間の創出
- ③森林景観の保全



●京の道づくり事業  
（今宮門前通）

●西陣を中心とした地域の活性化

●京都・花灯路（嵐山・東山）

●歴史的風致形成建造物の整備事業  
（京都市役所本庁舎再整備）

●「歩いて楽しいまちなか戦略」  
の推進

●周辺部における歴史的風致周遊  
マップ作成事業（重点区域内）

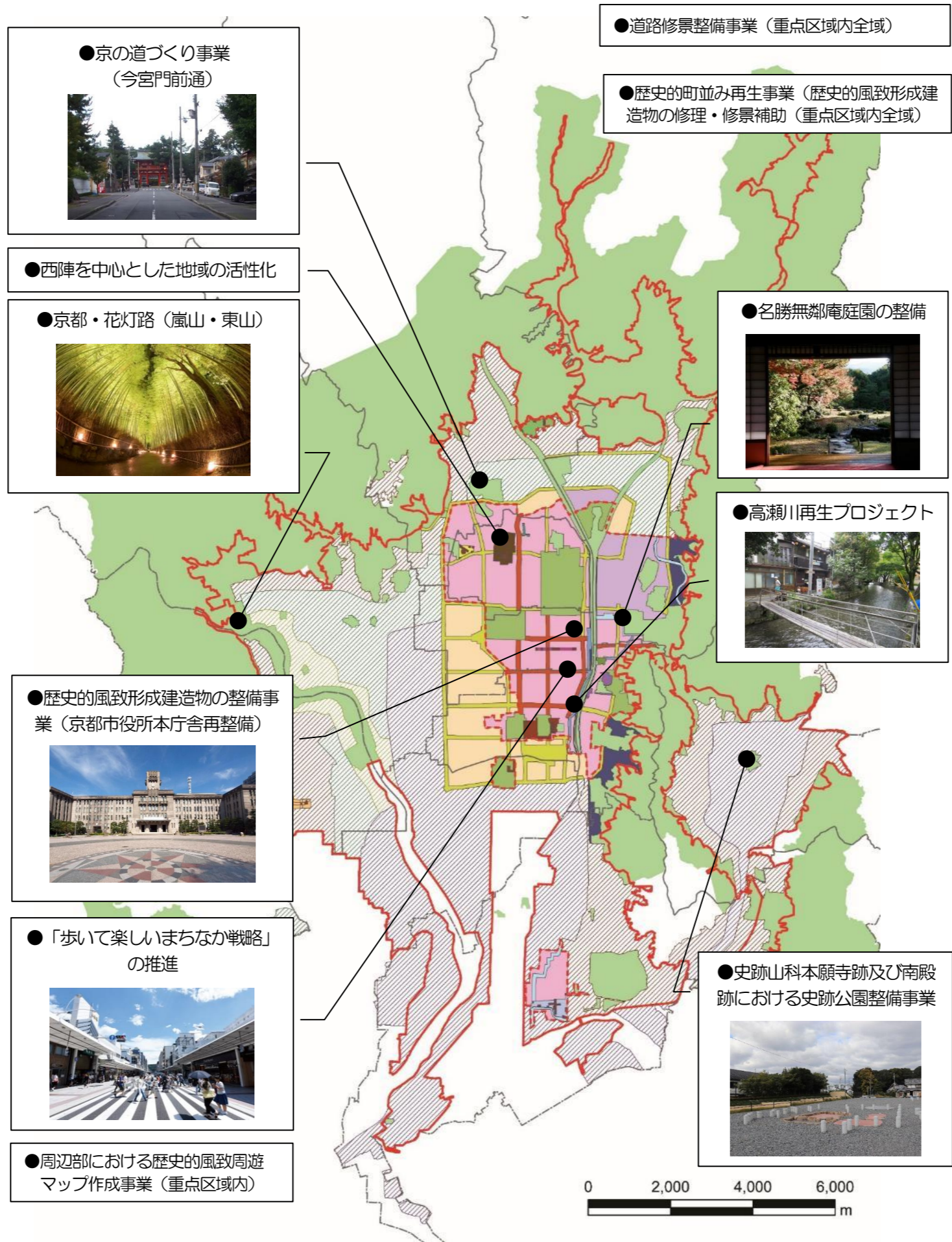
●道路修景整備事業（重点区域内全域）

●歴史的町並み再生事業（歴史的風致形成建造物の修理・修景補助（重点区域内全域）

●名勝無鄰庵庭園の整備

●高瀬川再生プロジェクト

●史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業



**(4) 地域力を活かした歴史まちづくりの推進に関する事業**

- ①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援
- ②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの取組推進



**(5) 文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成に関する事業**

- ①保存と活用の社会・経済における好循環の創出
- ②担い手・支え手の確保



- ③新たなイノベーションの創出

**(6) 市民生活と調和した観光政策の推進に関する事業**

- ①観光客分散化等混雑対応
- ②観光客マナー向上の取組



**(7) その他歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業**

- ①まちの活性化、魅力の発信



- ②国内外への京都の魅力発信